特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
15	子ども子育て支援関連事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、子ども子育て支援関連事務に関する特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援関連事務
②事務の概要	児童福祉法の規定に基づき保育が必要な児童を預かり、また、子ども・子育て支援法の規定に基づき小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、保育所、幼稚園、認定こども園の運営及び保育料の算定・徴収を行っている。 特定個人情報ファイルは、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、以下の事務において、収集および提供を行っている。 ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書の受付 ②入園の基準に関する該当事由の審査 ③支給認定証の交付 ④保育園入園申込書の受付 ⑤保育園入所承諾通知書の交付 ⑥保育料及び副食費の算定に関する扶養義務者の課税状況の調査 ⑦保育料決定通知書等の作成
③システムの名称	1. 保育所保育料システム 2. 子ども子育て支援システム 3. MICJET番号連携サーバー 4. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
（1）子ども子育て支援子ども情報ファイル （2）子ども子育て支援世帯情報ファイル （3）保育料情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・番号法第9条第1項　別表9の項及び　別表127の項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第68条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【情報提供の根拠】 なし	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-23-1111　mail：hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　子育て支援課　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-27-5400　mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、保育所等入所に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・　申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・　特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・　個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている。」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	Ⅰ-4.②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 13、116の項	【情報照会の根拠】番号法第19条第7号 別表第二 13、116の項 【情報提供の根拠】 なし	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅰ-5.②所属長	子育て支援課長　明石 弘之	子育て支援課長　大脇　恵子	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅰ-8.連絡先	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-23-1111 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　子育て支援課 〒863-0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2　TEL：0969-27-5400 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年6月30日現在	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	平成29年6月30日現在	事後	一部変更
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長　大脇　恵子	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部　子育て支援課 〒863-0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2　TEL：0969-27-5400 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-27-5400 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	一部変更
令和2年5月29日	Ⅰ関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務概要	児童福祉法の規定に基づき保育が必要な児童を預かり、また、子ども・子育て支援法の規定に基づき小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、保育所、幼稚園、認定こども園の運営及び保育料の算定・徴収を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、以下の事務において、収集および提供を行っている。 ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書の受付②入園の基準に関する該当事由の審査③支給認定証の交付④保育園入園申込書の受付⑤保育園入所承諾通知書の交付⑥保育料の算定に関する扶養義務者の課税状況の調査⑦保育料決定通知書の作成	児童福祉法の規定に基づき保育が必要な児童を預かり、また、子ども・子育て支援法の規定に基づき小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、保育所、幼稚園、認定こども園の運営及び保育料の算定・徴収を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、児童福祉法、子ども・子育て支援法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の規定に従い、以下の事務において、収集および提供を行っている。 ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書の受付②入園の基準に関する該当事由の審査③支給認定証の交付④保育園入園申込書の受付⑤保育園入所承諾通知書の交付⑥保育料及び副食費の算定に関する扶養義務者の課税状況の調査⑦保育料決定通知書等の作成	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅰ関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） 第9条第1項別表第一　8、94の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・番号法第9条第1項　別表第一第8項、第94項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第68条	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号　別表第二　13、116の項 【情報提供の根拠】 なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二第13項、第16項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第10条の3、第12条、第59条の2 【情報提供の根拠】 なし	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号　別表第二第13項、第16項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第10条の3、第12条、第59条の2 【情報提供の根拠】 なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二第13項、第16項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第10条の3、第12条、第59条の2 【情報提供の根拠】 なし	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	一部変更
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅰ関連情報 3. 個人情報の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項、別表第一第8項、第94項 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第68条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・番号法第9条第1項　別表9の項及び別表127の項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第8条、第68条	事後	法令等改正のため
令和6年11月29日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号　別表第二第13項、第16項、第116項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第10条の3、第12条、第59条の2 【情報提供の根拠】 なし	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 【情報提供の根拠】 なし	事後	法令等改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、児童手当の支給に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・　申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・　特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・　個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9）従業員に対する教育・啓発	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている。」と考えられる。	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅰ-9.規則第9条第2項の適用		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和7年8月15日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月15日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	一部変更
令和8年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	一部変更
令和8年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	一部変更